

高齢者等インフルエンザ 高齢者等新型コロナワクチン

定期予防接種の お知らせ

【対象者】 宝塚市に住民票があり、次の①または②に該当する方

①満65歳以上の方

②満60歳以上65歳未満の方で、腎臓・腎臓・著しい呼吸器の機能障害を有する人で、身体障害者手帳1級の認定を受けている方
(主治医とよく相談してください。)

【実施期間】 令和6年10月1日～令和7年1月31日

できるだけ12月中旬までに受けましょう

【接種回数】 1回

【自己負担金】 ①インフルエンザワクチン 1,500 円

②新型コロナワクチン 3,260 円

※ただし、①、②とも生活保護適用証明書等持参者は、自己負担なし

【実施場所】 市内インフルエンザ・新型コロナワクチン定期予防接種実施医療機関

【市外で接種する場合】

上記の自己負担金で受けることができます。

①阪神6市1町で接種する場合：予防接種依頼書は不要です。

阪神6市1町：尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・川西市・三田市・猪名川町に限る。

②その他の市町で接種する場合：宝塚市が発行する予防接種依頼書が必要です。

電子申請はこちらから



①市ホームページから電子申請(左記の2次元コード)

②窓口で申請

③郵便で申請

(郵送の場合の申請書は、各サービスセンター・サービスステーションにも置いています。)

※接種日までに依頼書の発行が間に合うように申請してください。

※接種の際には本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)を持参してください。

【還付制度】

他市町の医療機関において全額自己負担で接種を受けた際に、宝塚市における自己負担額(インフルエンザワクチン1,500円、新型コロナワクチン3,260円)以上の支払が生じた場合は差額分を払い戻す制度があります。本制度を利用するためには、接種前に予防接種依頼書の交付を受けることが必要(ただし阪神6市1町での接種は除く)です。

【問い合わせ先】市健康推進課(市立健康センター)TEL0797-86-0056
月～金(祝休日・年末年始を除く)9時～17時30分